

公 募 要 領

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への
自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
(令和7年度当初 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金)

令和7年6月

一般財団法人環境イノベーション情報機構

一般財団法人環境イノベーション情報機構（以下「機構」という。）では、環境省から令和 7 年度（当初予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）の執行団体として決定を受け、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき公共施設に、平時の温室効果ガスの排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を導入することにより、温室効果ガスの排出抑制を行う事業に対する補助金（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業））（以下「本補助金」という。）を交付する事業を実施することとしています。

本補助金の目的及び概要、対象事業、応募方法及びその他の留意していただきたい点をこの公募要領に記載していますので、応募される方はご熟読いただきますようお願いいたします。

本補助金の補助事業者として採択された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）交付規程」（以下「交付規程」という。）に従って手続等を行っていただくことになります。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金は国庫補助金である公的資金を財源としているため社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら機構としましては、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

したがって、本補助金に応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点について十分ご認識いただきますようお願いいたします。

- 1 応募の申請者が機構に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 環境省幹部及び担当者へ採択に関する陳情等を行うことは控えてください。特に、公募開始日から採択の決定までの間の選考期間中に陳情等があった場合は、採択対象としないこととします。
- 3 機構から補助金の交付決定を通知する前に契約を行った経費については、交付規程に定める場合を除き、補助金の交付対象とはなりません。
- 4 補助金で取得し又は効用の増加した財産（取得財産等）を当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、担保提供、又は取り壊し（廃棄を含む。）を行おうとするときは、事前に処分内容等について機構の承認を受けなければなりません。なお、機構は必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査をすることがあります。
- 5 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、支払い済の補助金のうち、取り消し対象となった額を返還していただくことになります。
- 6 なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の第 29 条から第 33 条において、刑事罰等を科す旨が規定されています。
- 7 本補助金は平時の温室効果ガスの排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を導入することとしています。そのため、災害時に避難施設等、又は業務を維持すべき施設として機能が求められているにも関わらず、地域防災計画、又は業務継続計画に定められている内容を履行できなかった場合などは、原則、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額を返還していただくことになります。

- 8 本補助事業を活用した設備が故障や事故または自然災害により使用できなくなった場合はその旨を、また対象となる施設が存在する地域が被災し、避難指示等が発令された場合は当該施設の稼働状況を、環境省（「6. 問合せについて」参照）に報告してください。

目次

1. 事業の目的	1
2. 対象事業	2
3. 事業の実施	16
4. 応募に当たっての留意事項	19
5. 応募方法について	22
6. 問合せについて	23
別表第1	24
別表第2	27
別表第3	30
参考 補助金に係る消費税等の仕入控除について	31

1. 事業の目的

本事業は、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害発生時に業務を維持すべき公共施設に、平時の温室効果ガスの排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を導入する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助するとともに、避難施設等、又は業務を維持すべき施設への高機能換気設備の導入の推進や、感染症対策を踏まえた地域の防災体制、又は業務維持体制構築を推進することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と脱炭素化を同時実現する地域づくりを推進することを目的とします。

※補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定によるほか、この補助金の交付規程に定めるところに従い実施していただきます。万が一、これらの規定が守られず、機構の指示に従わない場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）交付要綱」の規定に基づき交付決定の取り消しの措置をとることもあります。また、事業終了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合（災害時に避難施設等、又は業務を維持すべき施設として機能が求められているにも関わらず、地域防災計画又は業務継続計画に定められている内容を履行できなかった場合*など）には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。（詳細は「応募に当たっての留意事項」をご確認ください。）

*災害により、導入設備自体が被災した場合や施設の活用が危険と判断される場合などは除く。

2. 対象事業

本補助金の対象事業は次に掲げる事業とします。

(1) 補助事業の実施に関する要件

▶事業要件

① 公共施設であること

② 補助対象施設は下記のいずれかであること

②-1 地域防災計画の策定状況について、以下の要件(a または b)を満たす施設
(予定含む)

- a 地域防災計画において避難施設（ただし指定避難所に限る）または防災施設として位置づけている
- b 地域防災計画又は各都道府県や市区町村等が定める広域防災拠点に関する計画等において、広域防災拠点として位置づけている

※広域的で甚大な災害が発生した際に、国、都道府県、市町村、地区レベルで連携・連動し、圏域全体として広域的な災害対策活動を行う際の拠点であり、災害対策活動の体制の構築が図られている場合に限る

*「地域防災計画」とは、「災害対策基本法」（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条又は第 42 条に基づき、都道府県や市町村が設置した防災会議が作成するものであり、防災のために処理すべき業務等を定めた法定計画のことです。

②-2 業務継続計画により災害発生時に業務を維持すべき施設（予定含む）

※ただし、非常時優先業務として発災から概ね 3 日間以内に、優先すべき業務を行う施設に限る

③ 導入するすべての再生可能エネルギー設備等について、以下の要件（a および b）を満たす設備であること

- a 平時及び災害時において、導入した施設で自家消費すること
- b 災害時において、導入した施設で使用する特定のエネルギー量を確保するとともに、自主的に稼働する機能を有すること

*本事業で目的とする「自立・分散型のエネルギーシステム」とは、避難施設や防災拠点等、又は業務を維持すべき施設に必要な電力を賄うだけの発電設備（分散型電源）・熱利用設備を設置することにより、災害時など商用電力系統等が遮断される場合でも、安定的にエネルギーを供給することができるシステムのことを指します。

④ 施設の耐震性および導入設備の設置の耐震性

④-1 補助対象設備を導入する施設が、以下のいずれかの耐震性を有する建築物であること

- a 昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築確認を得て建築された又は建築される建築物
- b 昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物
- c 耐震改修整備を実施した建築物

d 事業完了までに耐震改修整備が完了する建築物

④-2 補助対象設備（省エネルギー設備を除く。）の設置にあたっては、耐震クラス「S」を確保すること

⑤ 地域特性について

補助対象設備を導入する施設について、以下の全てを満たすこと

a 以下のいずれかの要件を満たすこと

- ・災害対策基本法で想定している災害に対する避難施設等であること
- ・地方公共団体が作成する業務継続計画上、災害発生から概ね3日以内に業務継続が必要とされる施設

b 地方公共団体が作成するハザードマップに該当しない施設であること（ただし、浸水被害危険性地域、土砂災害警戒区域等である場合には、発災時にも設備を稼働させるための措置を講じることにより対象）

*「土砂災害警戒区域等」とは、原則として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年5月8日法律第57号）に基づき、都道府県が土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）や土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）の指定を行った区域のことを指します。

⑥ CO₂削減が図れるものであること

※これまでの稼働実績と比較する等によりCO₂削減効果を算定し、補助対象設備を導入する施設ごとにCO₂削減効果が見込まれること

⑦ 再生可能エネルギー設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守すること。最新の「事業計画策定ガイドライン」（資源エネルギー庁）を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置が講じられるものであること

⑧ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度による売電を行わないこと

⑨ 国土強靱化地域計画が策定されていること

▶対象とする施設

対象とする施設等の内容	
補助金の交付の申請者が所有する施設等であって、避難施設等であることが地域防災計画等又は業務継続計画により定められ、かつそれらに必要な耐震性を有する施設等とする。 ※補助対象設備を導入できるエリアは地域防災計画等又は業務継続計画で定める災害時の役割が確認できるエリア（動線部分やトイレなどを含む）に限る。	
広域防災拠点	●広域的で甚大な災害が発生した際に、国、都道府県、市町村、地区レベルで連携・連動し、圏域全体として広域的な災害対策活動を行う際の拠点であり、災害対策活動の体制の構築が図られている施設
防災拠点	●災害応急活動施設等 （例）①庁舎・行政機関施設、②警察本部・警察署等、③消防本部・消防署等、④医療機関・診療施設、⑤物資拠点（集積・搬送等）・防災倉庫
避難施設	●避難所・収容施設等 ※ただし“指定避難所”に限る （例）①県民会館・市民会館・公民館、②学校等文教施設、③体育館等スポーツ施設、④博物館等の社会教育施設、⑤社会福祉施設、⑥観光交流施設（道の駅等）
業務継続計画に位置づけている施設	（例） ●本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 ①代替庁舎 ②分庁舎 ●電気、水、食料等の確保 ①水道施設 ②給食センター ●非常時優先業務の整理 ①医療施設 ②火葬場 ③入浴施設 ④廃棄物処理場 ⑤福祉施設 ⑥保健センター ⑦文化施設

▶対象とする設備

対象とする設備の内容	
区分	内容
①レジリエンス強化に資する再生可能エネルギー設備、未利用熱活用設備及びコージェネレーションシステム ※ただし、導入する設備から得られるエネルギー量が、原則として平時に使用するエネルギー量を考慮した適正な量であること	(1) レジリエンス強化に資する再生可能エネルギー設備、未利用熱活用設備 原則として、太陽光、風力、小水力、地中熱、廃熱や地熱、バイオマス資源、太陽熱、雪氷熱などの再生可能エネルギーや未利用熱を利活用する発電設備及び熱供給設備 ※1 太陽光発電設備については、パネル出力合計が 10kW 以上であること ※2 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく FIT 制度又は FIP 制度による売電を行わないこと ※3 廃棄物処理施設の未利用熱を利活用する発電設備及び熱供給設備の導入は対象外 ※4 バイオマス資源については、バイオマス依存率（バイオマスの発熱量÷（バイオマスと非バイオマスの発熱量）×100）を 60%以上とすること ※5 地中熱利用ヒートポンプ等の動力を必要とする再生可能エネルギー設備等については、災害時における当該設備の適切な稼働に十分な電源を確保すること (2) コージェネレーションシステム エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池 ただし、①BOS（停電対応）仕様を備えること ②ガス供給が途絶した場合の復旧計画を定め、経済的合理性のある供給体制を備えたもの（都市ガス供給地域の場合は、中圧ガス導管等からガス供給を受け災害時においても当該設備を稼働させる体制を構築すること それ以外の場合は、災害時においても当該設備が稼働するために必要な燃料を常時確保すること）に限る なお、BOS 仕様の GHP（ガスヒートポンプ）はコージェネレーションシステムとはみなさない (3) その他、環境大臣の承認を得て執行団体が認めるもの
②蓄電池設備（据置（定置）型）	自然変動型の再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備、風力発電設備等）を導入する場合は必須

(※①の設備と併せて導入する場合に限る)	ただし、次の①若しくは②を満たす場合を除く ①下記の要件を満たす蓄電池設備（据置（定置）型）が導入されている場合 ②外部給電可能な車載型蓄電池等を導入、災害時に必要な電力を施設内に供給できる体制を構築する場合 ＜蓄電池設備（据置（定置）型）の要件＞ ・停電時のみに利用する非常用予備電源ではないこと ・平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること ・原則として、系統からの充電は行わず、再生可能エネルギー設備によって発電した電気を蓄電するものであること。ただし、次の①～③を満たし、効率的な運転を行う場合においてはこの限りではない ①災害時に必要な電力量を確保すること ②余剰電力を発生させないこと（やむを得ない場合を除く） ③再生可能エネルギー設備等によるエネルギー供給量が把握可能で、CO2 削減効果の実績を把握できるよう措置すること ・系統からのエネルギー供給が無い場合にあって、避難設備等の機能を維持することが可能となる適正な容量を確保すること ・家庭用蓄電池を導入する際は申請時点で国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人 環境共創イニシアチブ（SII）により登録されている製品であること https://zehweb.jp/registration/battery/（蓄電システム登録済製品一覧検索 ZEH 補助金） ※蓄電池設備（据置（定置）型）の区分（家庭用、業務用・産業用）は下表のとおり <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>蓄電システム 機器仕様</th></tr> <tr> <td>家庭用</td><td>容量：20kWh 以下</td></tr> <tr> <td>業務用 産業用</td><td>容量：20kWh 超</td></tr> </table> ※JEM 規格 初期実効容量が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする	区分	蓄電システム 機器仕様	家庭用	容量：20kWh 以下	業務用 産業用	容量：20kWh 超
区分	蓄電システム 機器仕様						
家庭用	容量：20kWh 以下						
業務用 産業用	容量：20kWh 超						

③省エネルギー設備 (※①の設備と併せて導入する場合に限る)	地域防災計画等又は業務継続計画で定める災害時の役割が確認できるエリア（動線部分やトイレなどを含む）において、災害時に稼働させることを合理的に説明できる設備に限る (1) 高効率空調機器 対象施設内に設置するものであり、従来の空調機器等に対して省エネ効果が得られるとともに、平時に活用し、災害時に再生可能エネルギー発電設備、未利用熱活用設備、コージェネレーションシステム及び蓄電池設備から電力又は熱の供給を受けて稼働する空調機器に限る (2) 高機能換気設備 対象施設内に設置するものであり、平時に活用し、災害時に再生可能エネルギー発電設備、未利用熱活用設備、コージェネレーションシステム及び蓄電池設備から電力の供給を受けて稼働する換気設備に限る 上記に加えて、次の①～③の条件を満たすこと ①全熱交換器（JIS B 8628 に規定されるもの）であること ②必要換気量（1人当たり毎時 30 m³以上※）を確保すること ③熱交換率 40%以上（JIS B 8639 で規定）であること ※建築物の構造上、一人あたり毎時30m³ を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること 「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」令和2年3月30日厚生労働省 を確認すること https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000616069.pdf (3) 高効率照明機器 対象施設内に設置するものであり、従来の照明機器等に対して省エネ効果が得られるとともに、平時に活用し、災害時に再生可能エネルギー発電設備、コージェネレーションシステム及び蓄電池設備から電力の供給を受けて稼働する照明機器に限る (4) 高効率給湯機器 対象施設内に設置するものであり、従来の給湯機器等に対して省エネ効果が得られるとともに、平時に活用し、災害時に再生可能エネルギー設備、未利用熱活用設備、コージェネレーションシステム及び蓄電池設備から電力又は熱の供給を受けて稼働する給湯機器に限る
--	--

	(5) エネルギーマネジメントシステム 対象施設内に設置するものであり、省エネ効果（運用改善によるものを含む）が得られるとともに、平時に活用し、災害時に再生可能エネルギー発電設備、未利用熱、コージェネレーションシステム及び蓄電池設備から電力又は熱の供給を受けて稼働し、熱源（冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔等）、ポンプ、照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器等に限る (6) 断熱材等 対象施設内に設置するものであり、従来の断熱材等に対して省エネ効果が得られるとともに、災害時に再生可能エネルギー発電設備、未利用熱、コージェネレーションシステム及び蓄電池設備から電力又は熱の供給を受けて事業を継続させる建物のエリア内に導入する断熱材等に限る (7) 変圧器 対象施設内に設置するものであり、従来の変圧器に対して省エネ効果が得られるものに限る。ただし、補助対象経費としては、(1)～(4)の補助対象設備の容量等により按分されるものとする (8) 省エネ型浄化槽 ①最新型の高効率機器への改修 30人槽以上の既設合併処理浄化槽に付帯する機械設備等に関して、以下のア)又はイ)若しくはア)及びイ)の組み合わせの機械設備等を改修・導入する事業であること ア) ブロワ 組み込まれたモーターについて、効率がIEC規格で規定される効率クラスIE3（プレミアム効率）と同等以上のものとなる省エネ型ブロワへの更新を行うもの。ただし、下記の1)、2)の全てを満たすものに限る イ) その他の設備 ア)に該当しない設備について、省エネ型設備の導入を行うもの。ただし、以下の1)、2)の全てを満たすものに限る 1) 当該浄化槽施設において、その運転に必要な設備であって、予備機等ではないこと 2) 設備の更新又は改造（インバータ制御装置等の導入に限る）であること。ただし、それに伴う建築・土木に係る改造等は補助対象事業に含まれない
--	---

	②先進的省エネ型浄化槽の導入 エネルギー削減効果の高いと見込まれる最高水準の省エネ技術を用いた 30 人槽以上の先進的省エネ型浄化槽を導入又は既設合併処理浄化槽から交換する事業であること。ただし、当該浄化槽が設置された施設にとって必要な設備であって予備機等ではないものに限る (9) その他、環境大臣の承認を得て執行団体が認めるもの
④上記に付帯する設備 (※上記の設備と併せて導入する設備) ※充放電設備、充電設備は、車載型蓄電池とセットで導入すること	(1) 車載型蓄電池 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と併せて従来車からの買換え（リースを含む）で導入する外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に搭載されている蓄電池（経済産業省クリーンエネルギー自動車導入促進補助金の「補助対象車両一覧」の銘柄）に限る https://www.cev-pc.or.jp/ ※当該車両については、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金との併用は不可 ※蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助 (2) 充放電設備（通信・制御機器等を含む） 平時において、再生可能エネルギー発電設備等から電力供給可能となるよう措置されている場合に限る また、災害等による停電発生時において、本補助金を活用し、導入した車載型蓄電池から施設へ電力を供給すると計画している場合は、停電発生時に車載型蓄電池から当該施設へ電力供給可能となるよう措置されているものに限る (3) 充電設備（通信・制御機器等を含む） 平時において、再生可能エネルギー発電設備等から電力供給可能となるよう措置されている場合に限る (4) 自営線 (5) その他、環境大臣の承認を得て執行団体が認めるもの

(2) 補助金の応募を申請できる者

- ア 地方公共団体
- イ 民間企業（上記アと共同申請する事業者）

(3) 補助金の補助率

申請者	補助率
市区町村等 ^{※1} であって、太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー設備又は未利用熱活用設備の導入事業の場合、又は離島 ^{※2} の場合	2 / 3
市区町村等であって、太陽光発電設備又はコージェネレーションシステムの導入事業の場合	1 / 2
都道府県・指定都市の場合 ^{※3}	1 / 3

〈補助金交付額の上限・補助対象経費の除外について〉

予算を超えるような応募があった場合、事業内容、積算内容、本事業の予算額等を勘案し、施設数や補助金額に上限額を設ける場合があります。

また、費用効率性（補助対象経費支出予定額を法定耐用年数の累計 CO2 削減量で除した値）で以下を超える部分については、補助対象経費から除外します。

- ① 太陽光発電設備・・・15 万円／t-CO2（ただし、本補助金で省エネ設備を同時導入する場合は、25 万円／t-CO2 とする）
- ② ①を除く設備・・・25 万円／t-CO2

※1 市町村（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市を除く。）又は同法第 281 条第 1 項の特別区（これらの地方公共団体により設けられた組合を含む）であり、民間企業が共同で申請する場合を含む。

※2 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）において離島となる区域

※3 都道府県又は指定都市が公共施設に太陽光発電設備を導入する場合は、民間企業を活用した導入方式に限る。ただし、令和 4 年度当初予算以前の本補助金で 2 号事業（地域レジリエンス・脱炭素化自立分散型エネルギー設備等導入事業化調査・計画策定事業）を完了し、継続して 1 号事業（地域レジリエンス・脱炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業）を実施する場合はその限りではない。

(4) 補助事業期間

補助事業期間は原則として単年度内とします。

(5) 応募に必要な書類

〈A. 応募申請書〉

A-1 様式第1 応募申請書

- 補助事業を2者以上で実施する場合は、代表事業者が申請すること
- 捺印した書類のPDF ファイルを電子媒体に入れること

A-2 応募申請書 提出書類チェックリスト

A-3 応募申請エントリーシート（事業者・事業内容）

〈B. 実施計画書〉

B-1 別紙 1-1 又は 1-2 実施計画書

- 補助要件を確認できる書類（設備のシステム図、配置図、仕様書、記入内容の根拠）等の資料を添付すること

B-2 対象施設が記載された地域防災計画等又は業務継続計画

- 表紙と該当ページのコピーを添付し、該当箇所にマーカーを引くこと

B-3 当該施設の建築確認書・耐震診断結果等の写し

B-4 当該施設が記載されたハザードマップ（土砂災害・浸水被害）

- 対象施設の位置が分かるように印をつけること
- 事業完了までにハザードマップが改訂された場合、改訂後のハザードマップが適用されるため、ハザードマップの改訂時期を確認すること

B-5 事業の実施体制表

- 事業の実施体制を図解すること

B-6 事業の実施スケジュール

- 令和8年1月30日までに支払いが完了するスケジュールであること

B-7 別添1 導入量算出表

- 災害時における稼働する特定負荷を記入し、導入量を算出すること
- 補助対象となる高効率照明機器（LED 照明）・高効率空調機器・高効率給湯機器は「災害時特定負荷積算（※災害時に使用を想定している機器の消費電力量）」の表にリストアップされているものに限る

B-8 導入を予定している機器の仕様書

- 導入予定の機器の一覧
- 導入予定の機器の仕様書
- 単線結線図・システム系統図

B-9 導入設備の運用説明書

- 主な設備（再エネ・コージェネ）について、システム図を基にして運用方法を図解すること

- 災害時稼働する設備に安定的にエネルギー供給が可能なシステムを構成すること。

B-10 別添2 C02 排出量削減効果等集計表

- B-11・12 と整合性が取れていることを十分確認すること
- 耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の耐用年数表より、該当する数値を用いること

〈例〉

設備	省令適用項目			
	耐用年数	種類	構造又は用途	細目
太陽光パネル	17年	電気業用設備	その他の設備(主として金属製のもの)	
蓄電池	6年	建物附属設備	電気設備(照明設備を含む。)	蓄電池電源設備
高効率空調設備・GHP	13年	建物附属設備	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備(冷凍機の出力が22kW以下のもの)
	15年	建物附属設備	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	その他のもの(上記以外)
高効率照明機器(屋内)	15年	建物附属設備	電気設備(照明設備を含む)	その他のもの
高効率照明機器(屋外)	10年	構築物	金属造のもの	つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及び ガードレール
その他設備	15年	器具および備品	前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの

B-11 C02 削減効果の算定根拠

- ハード対策事業計算ファイル(環境省_地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック <補助事業申請用> https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html) または任意様式の計算書、年間発電量シミュレーション結果などを添付し、B-10 に記入した数値の根拠及び計算式を明示すること

B-12 ランニングコスト削減額根拠資料

- B-11 に記入した数値の根拠資料として、エネルギーの種類別に単価を記載し既設の設備のエネルギー料金等からの削減額と新たに導入する設備のメンテナンスコスト等を合算し、計算過程を明示した書類を添付すること

〈C. 経費関係書類〉

C-1 別紙2 経費内訳

- 施設別に作成すること（補助率や費用対効果が異なる場合も各々作成すること）
- 複数施設の申請の場合は、「集計表」のシートも記入すること
- 「積算内訳表」に見積書や金入り設計書などから名称・数量・金額などを転記すること
- 補助対象外経費については、見積書や金入り設計書などの備考欄や余白に「補助対象外」と明記すること。「間接工事費」「設計費」「監理費」は「直接工事費」の補助対象経費と補助対象外経費の比率で按分計算すること
- 「事務費」を計上する場合は、本事業を行うために直接必要な事務に要する経費であることが分かる理由書（様式任意・A4一枚程度）を作成すること

C-2 見積書・金入り設計書

- 金額の内訳が分かる書類を添付すること

- C-1 と整合性が取れていることを確認すること

C-3 **補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト**

- 該当する項目（YES・NO）を選択すること

〈D. 参考添付資料〉

D-1 **【申請者が地方公共団体等の場合必須】 予算書抜粋表**

D-2 **【申請者が民間企業の場合】 経理的基礎等に関する提出書類**

- 民間企業が代表事業者として申請する場合、直近の2決算期の貸借対照表及び損益計算書を提出すること（応募申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合は、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合は、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出すること）
- 認可を受けている者等は、設立の認可を受けた、又は設立の認可が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合は提出を要しない
- 直近の2決算期において債務超過が見られる場合、事業継続性を担保できる措置を講じること。また、その確証となるもの（債務超過が解消されたことがわかる書面、関連企業等による事業継続の一切を保証する連帯保証を証する書面（民法など法律上有効であるもの）、公認会計士の審査を得た耐用年数期間中事業が継続できることが分かる経営改善計画等）を提出すること。また、該当する場合は事前に機構に相談すること

D-3 **【申請者が民間企業の場合】 定款及び寄付行為等**

- 代表事業者の企業パンフレット等、業務の概要が分かる資料及び定款又は寄付行為を提出すること
- 認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の定款又は寄付行為の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合は提出を要しない
- 法律に基づく事業者であることを補助事業の要件としている事業については、法律に基づく事業者であることを証する行政機関から通知された許可証等の写しを提出すること
- 共同事業者がいる場合は、共同事業者についても上記の書類を提出すること

D-4 **【申請者が民間企業の場合】 暴力団排除に関する誓約事項**

D-5 **【リース契約の場合】 契約関係資料等**

- 契約書（案）に加え、リース料から補助金分が減額されることが分かる資料を添付すること

D-6 **【エネルギーサービス契約等の場合】 契約関係資料等**

- 契約書（案）に加え、サービス料金等から補助金分が減額されることが分かる資料を添付すること

D-7 **その他参考資料**

(参考)

- ・『官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 令和3年版』（監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・『建築設備耐震設計・施工指針 2014年版』（監修：独立行政法人建築研究所）…耐震クラス「S」などについて規定
- ・『JIS C 8955:2017 太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法』…風圧用途係数 I_W 「極めて重要な太陽光発電システム 1.32」、地震用途係数 I_k 「極めて重要な太陽光発電システム 1.5」など、太陽電池アレイを構築する支持物の許容応力度設計のための荷重（固定荷重・風圧荷重・積雪荷重・地震荷重）の算出方法などについて規定
- ・『地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業者申請者用>』申請時点での最新版を参照

(6) 主な評価ポイント

災害時のレジリエンス性

- ・災害時における再エネ設備等による施設内へのエネルギー供給体制の構築 等

エネルギー起源 CO2 排出削減効果（特に重要な評価ポイント）

- ・設備導入による CO2 削減量 (t-CO2/年)
- ・費用効率性 (1t-CO2 削減当たりのコスト (円/t-CO2)) ※

※補助対象経費 (円) / (設備導入による CO2 削減量 (t-CO2/年) × 耐用年数 (年))

財政力

- ・設備導入する自治体の財政力指数等

国の施策への取組状況

- ・実施対象施設が「国土強靱化地域計画」に位置付けられている
- ・実施対象施設がクーリングシェルター（指定暑熱避難所）に位置づけられている
- ・申請者または共同申請者が脱炭素先行地域に認定されている地方公共団体である
- ・実施対象施設が「エコスクールパイロット・モデル事業」又は「エコスクール・プラス」の認定校である
- ・申請者または共同申請者が 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロを表明済の地方公共団体である
- ・実施対象施設が半島振興法第 2 条において半島振興対策実施地域として指定されている
- ・気候変動適応法第 12 条に基づき、地域気候変動適応計画を定めている
- ・申請者または共同申請者の地方公共団体実行計画において、地球温暖化対策推進法第 21 条に基づき、区域における総合的な計画（区域施策編）及び地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）を定めている
- ・地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月改定）に基づき、申請者または、共同申請者が地球温暖化対策計画地方公共団体実施計画（事務事業編）を策定している
- ・申請者または共同申請者がデコ活宣言を実施又はデコ活応援団（官民連携協議会）に参画している 等

(7) 複数の権利者によって共同所有される建物の場合

共同所有される建物について本補助金の申請を行う場合は、所有者全員による共同申請を行うものとする。

(8) 複数の権利者によって区分所有される建物の場合

区分所有者及び議決権の各 4 分の 3 以上の賛成を得たうえで、申請時に規約と事業に関する集会の決議を提出すること

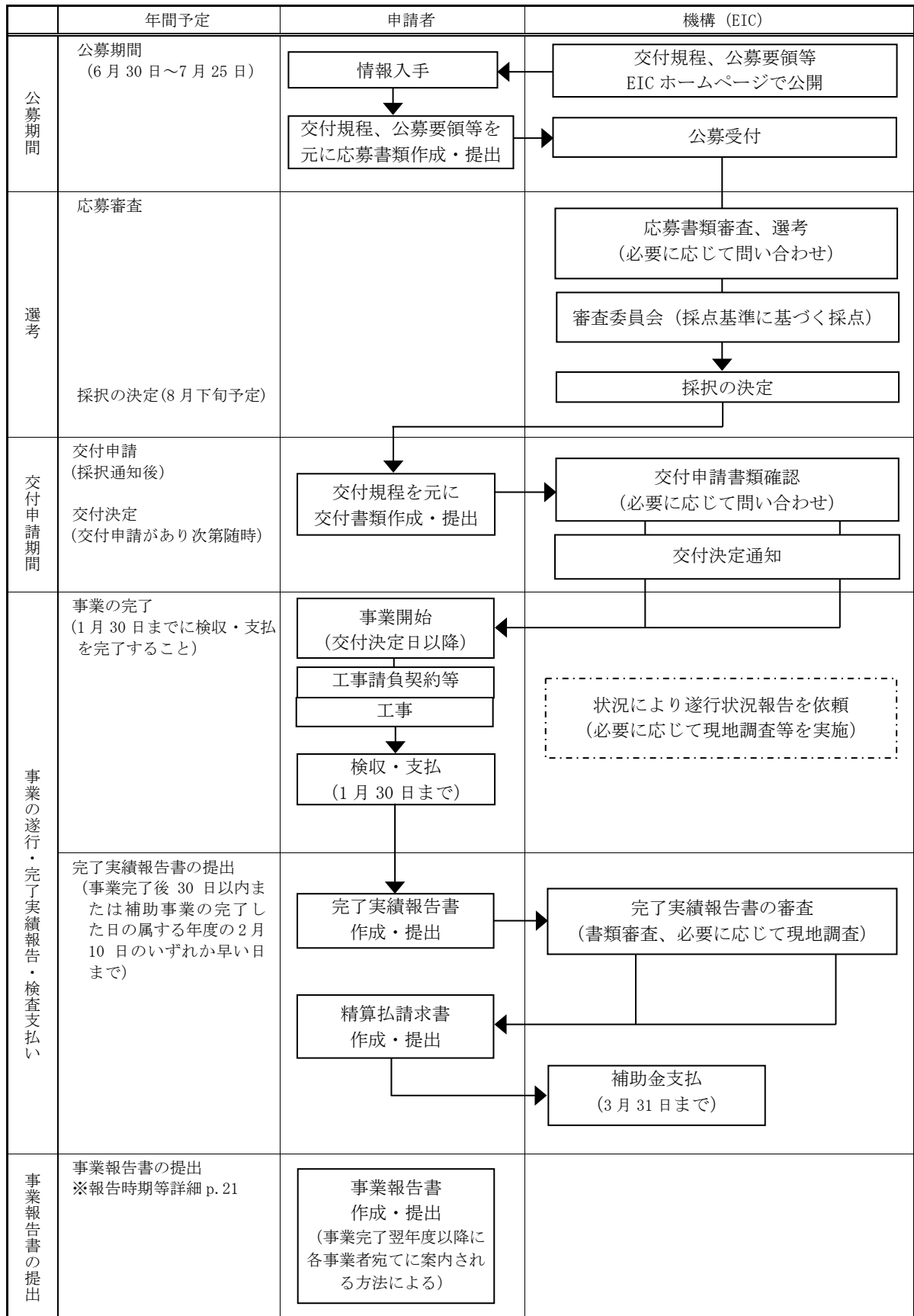
(9) PPA 方式、ファイナンスリースまたは ESCO 事業などの第 3 者保有モデルの場合

設備導入を PPA 方式、ファイナンスリース契約またはシェアードセイビングス方式の ESCO 契約により行う場合、PPA 事業者、リース事業者または ESCO 事業者等の設備保有者を代表事業者とし、地方公共団体等を共同申請者とする。

その際、交付の条件として、需要家へのリース料あるいはサービス料から補助金相当分が減額されていること及び補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類の提出を条件とする

3. 事業の実施

(1) 事業スケジュール（スケジュールは一例で、実際の状況により変更の可能性がある）



(2) 審査による採択

応募申請書類を受理後、外部有識者等から構成される審査委員会での審査を経て、補助事業の採択又は不採択いずれかの結果に応募者に通知します。

審査期間は締め切り後、1 か月程度を予定しています。

具体的な審査基準については今後審査委員会にて決定されますが、審査のポイントは「主な評価ポイント」の内容を想定しています。

なお、応募要件を満たす提案であっても、提案内容によっては、付帯条件を設定、補助額を減額又は不採択とする場合もありますのでご了承ください。審査完了次第、結果は通知しますが、審査結果に対するご意見には対応いたしかねます。

(3) 交付申請

採択通知を受けた応募者には、補助金の交付申請書を機構に提出していただきます。交付申請の手続は交付規程に従って行ってください。

(4) 交付決定

提出された交付申請書の審査を行い、申請内容が適当と認められたものについては交付の決定を行います。

(5) 補助事業の開始

補助事業者は、交付決定通知書を受理した後、補助事業を開始することができます。

交付決定を受ける日までの間に補助事業の実施に係る契約の締結に向けた準備行為（入札公告、落札者決定等）を行うことは認めますが、その契約締結日が交付決定日より前となる補助事業の経費については、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。

補助対象となる再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等及びそれらの付帯設備の設置に当たっては、各種法令の許可等を得て適切に行ってください。

(6) 補助事業の計画変更

補助事業者は、交付決定された補助事業内容を変更しようとするときは、変更内容によっては変更交付申請書又は計画変更承認申請書を機構に提出する必要があります。機構に必ず事前に相談してください。

(7) 完了実績報告及び補助金額の確定

補助事業者は、補助事業完了後 30 日以内又は令和 8 年 2 月 10 日のいずれか早い日まで、完了実績報告書を機構に提出しなければなりません。

なお、補助事業の支払完了日については、令和 8 年 1 月 30 日を超えないようにしてください。

機構は上記完了実績報告書を受領した後、書類審査及び必要に応じた現地確認を実施し、補助事業の実施結果が本補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、交付額確定通知書を補助事業者に通知します。

(8) 補助金の支払

補助事業者は、機構から交付額確定通知書を受けた後、機構に精算払請求書を提出していただきます。その後、機構から補助金をお支払いします。尚、事業完了が近くになりましたら口座振込みの為の債主登録のお願いを機構からお知らせします。

(9) その他

上記の他、必要な事項は交付規程に定めていますので、ご参照ください。

※事前に機構の承認が必要な事柄についてはご注意ください。

4. 応募に当たっての留意事項

本補助金の交付については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の規定によるほか、本補助金の交付規程に定めるところによることとします。万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

(1) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は補助事業の完了の日の属する年度の終了後減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間が経過するまでの間、機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

※「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引き」参照

https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kanbo/chotatsu/2804_160323set.pdf

(2) 補助対象経費について

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限り（補助対象経費は別表第2参照）。

①補助対象経費の範囲

補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費であって別表第2に掲げる経費

- ・都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費及び共済費を除きます。

- ・設備費、工事費について

エネルギー起源CO₂の削減に直接資する設備が補助対象となります。また、付帯工事については、本工事に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲に限り、例えば既存設備の撤去・移設等は対象外となります。補助事業の実施に必要な設備器具の設計費、システム設計費等は工事費の「測量及試験費」に計上してください。

- ・消費税の取扱いについて

地方公共団体と地方公共団体以外の申請者では消費税の取り扱いが異なります。詳細については、「参考 補助金に係る消費税等の仕入控除について」を参照ください。

②補助対象外経費の代表例

- ・本補助金への申請手続きに係る経費
- ・官公庁等への申請・届出等に係る費用
- ・既存設備の撤去・移設費（当該撤去・移設に係る諸経費及び実施設計費・工事監理費も含む）

- ・既存設備の更新であっても機能を新設時の状態に戻すような「単なる機能回復」に係る費用
 - ・数年で定期的に更新する消耗品（予備品）
 - ・建物の躯体の一部となるような基礎工事
 - ・技術実証や研究開発段階の設備（検証性の高いもの）
 - ・事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
 - ・〈間接工事費〉補助対象外の直接工事に相当する間接工事費（直接工事費で按分して除すこと）
 - ・〈測量及試験費〉補助対象外の工事に相当する実施設計費及び工事監理費（工事費で按分して除すこと）
- なお、補助対象となる再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等及びそれらの付帯設備の設置に当たっては、各種法令の許可等を得て適切に行ってください。
- ・補助対象設備を導入できるエリアは地域防災計画等又は業務継続計画で定める災害時の役割が確認できるエリア（動線部分やトイレなどを含む。）に限る。このエリアから外れるものは補助対象設備として認めない。（例：避難所において地域防災計画等で運営所・避難エリアとして定義されていない部屋の照明・空調）

③補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助対象事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合には、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

また、その根拠となる資料を提出してください。

④取得財産の管理について

補助事業者は、交付規程に基づき、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については「取得財産管理台帳」を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受ける必要があります。その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。なお、補助事業により整備された機械、器具、設備その他の財産には、環境省による補助事業である旨を明示しなければなりません。

⑤二酸化炭素削減効果等の把握及び情報提供

補助事業者が対象事業により削減される二酸化炭素の量、再生可能エネルギー発電設備の発電量や蓄電池システムの運用の状況、その他事業から得られた情報を機構が求める場合があります。

⑥事業報告書の作成及び提出

補助事業者は、実施要領に従い、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間(初年度は補助事業を完了した日から補助事業の完了の日の属する3月末までの期間を含む)の二酸化炭素削減効果等について、交付規程に示す様式により事業報告書を環境大臣に報告してください。補助事業者は、前記の報告書の証拠となる書類を当該報告書に係る年度の終了後3年間保存する必要があります。

なお、期間終了後に提出する事業報告書においては、当該事業の費用対効果及び当該施設の利用状況等を記載した資料(様式は任意)を添付してください。

5. 応募方法について

(1) 応募方法

補助事業に係る応募に必要な書類及び応募様式ファイルを保存した電子媒体（CD-R/DVD-R 等）を公募期間内に郵送又は持参により機構に提出してください。

※複数施設の応募をする場合まとめて申請すること（施設別に申請しないこと）

(2) 公募期間

令和 7 年 6 月 30 日（月）～令和 7 年 7 月 25 日（金）12 時必着

(3) 提出部数

- ・ 応募に必要な書類（紙） 1 部
 - ・ 上記の電子データを保存した電子媒体 1 枚（電子媒体には応募をする事業者の名称を必ず記載すること）
- ※提出された書類及び電子媒体は返却しませんので、適宜写しを控えておいてください。

(4) 提出方法

応募に必要な書類（紙・電子媒体）を提出期限までに郵送又は持参により機構へ提出してください（電子メールによる提出は受け付けません。）。

応募書類は封書に入れ、宛名面に応募事業者名及び「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」を朱書きで明記してください。

※応募に必要な書類は、原則としてカラー・両面印刷とすること

※両開きのパイプ式ファイル（紙ファイルは不可）に「令和 7 年度当初 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業） 応募申請書 ○○県、1. △△市 【申請者が民間企業の場合：株式会社○○○○】」などと記入した表紙と背表紙を付けること

※ファイルには、項目ごとにインデックスタブを付した仕切り紙（例：「A-1 応募申請書 提出書類チェックリスト」「A-2 様式第 1-1 応募申請書」などと記入したもの）を入れること（※書類に直接インデックスタブを付さないこと）

(5) 提出先

一般財団法人環境イノベーション情報機構

「令和 7 年度当初 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」担当宛

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 38 鳥本鋼業ビル 3 階

6. 問合せについて

公募全般に対するお問い合わせは、必ず電子メールを利用し、メール件名に、以下の例のように事業者名を記入してください。

また、メール末尾にご担当の連絡先（所属、氏名、電話番号、メールアドレス）も記載してください。

電話による対応は受け付けておりません。

※公募要領、交付規程については必ず精読してください。

<メール件名記入例>

【〇〇市】 令和7年度当初 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への
自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
問い合わせ

<問い合わせ先・メールアドレス>

一般財団法人環境イノベーション情報機構（EIC） 事業第1課
bousai@eic.or.jp

※別途、事業完了後に下表の状況に該当した場合は、速やかに表中[連絡先]までご連絡ください。

その際のメールの件名は、「【地域レジリエンス】〇〇（施設名）」としてください。

状況	報告事項・内容	連絡先
本補助事業を活用した設備が災害により使用できなくなった場合	設備の状況	環境省 大臣官房地域脱炭素事業推進課 SOKAN_CHIIKI@env.go.jp
対象となる施設が存在する地域が被災し、避難指示等が発令された場合	施設の稼働状況	
完了報告時の担当窓口が変更になった場合	連絡先・電話番号・担当者名・メールアドレス等	一般財団法人環境イノベーション情報機構（EIC） 事業第1課 bousai@eic.or.jp
導入した設備が、何らかの理由で一時的に稼働停止する場合	状況詳細説明	
導入した設備の所有者が変更になる場合	状況詳細説明	

別表第 1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
地域レジリエンス・脱炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業	公共施設に地域レジリエンス強化に資する再生可能エネルギー設備及び定置用蓄電池、未利用熱活用設備、コージェネレーションシステム並びにそれらの付帯設備（車載型蓄電池※ ¹ 、充放電設備、高機能換気設備、自営線、熱導管等）等の導入を行う事業	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第 2 に定めるものとする。）	補助事業者が必要と認めた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第 3 欄に掲げる間接補助対象経費と第 4 欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に次の割合（ただし、車載型蓄電池については、蓄電容量（kWh）の 2 分の 1 に 4 万円、離島の場合は 3 分の 2）を乗じて得た額（経済産業省クリーンエネルギー自動車導入促進補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。）を交付額とする。ただし、算出された額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 （ア）間接補助事業者が市町村（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市を除く。）又は同法第 281 条第 1 項の特別区（これらの地方公共団体により設けられた組合を含む）（民間企業と共同申請する場合を含む。以下、「市区町村等」という。）であって、太陽光発電設備及び定置用蓄電池又はコージェネレーションシステムの導入事業の場合

				2分の1（電気事業法（昭和39年法律第170号）において離島となる区域においては、3分の2） （イ）間接補助事業者が市区町村等であって、太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー設備又は未利用熱活用設備の導入事業の場合 3分の2 （ウ）間接補助事業者が都道府県又は指定都市（民間企業と共同申請する場合を含む。）の場合 3分の1※²
--	--	--	--	---

- ※1 車載型蓄電池（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）は、外部給電可能なもので、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備を導入し、従来車両から買換え（リースを含む）をするものに限る。
- ※2 都道府県又は指定都市が公共施設に太陽光発電設備を導入する場合は、民間企業を活用した導入方式に限る。ただし、令和4年度当初予算以前の本補助金の2号事業を完了し、継続して1号事業を実施する場合及び令和4年度当初予算以前の1号事業で継続事業の場合はその限りではない。

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く））
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用

		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。

事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。 事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金 報酬・給料・ 職員手当		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者（地方公共団体においては会計年度任用職員に限る。）に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

参考 補助金に係る消費税等の仕入控除について

*消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない事業者（免税事業者等）でない限り、課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を消費税の確定申告により控除できる制度です。

税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者が消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上げに伴う預かり消費税の対象にはなりません。

しかし、補助金として受け補助事業において支払った消費税は、その全部又は一部が支払い消費税の対象になるため、当該補助事業者は、自らが負担したわけではない補助金分の消費税についても、補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額控除を受けることになります。

このため、補助金の交付決定又は額の確定にあたっては、（１）の計算方法により補助対象経費から消費税及び地方消費税等相当額（以下「消費税等相当額」という）を除外した補助金額を算定し、交付決定又は額の確定を行います。

ただし、（２）に掲げる者については、消費税等相当額を含む額で交付決定又は額の確定を行うことができることとします。

（１） 補助対象経費区分毎の計算方法

① 人件費（労務費）

補助事業者が直接雇用等されている人件費は、課税仕入れとはならないため、消費税等相当額の除外は行わない。ただし、人材派遣等による人件費は課税仕入れとなるため、消費税等相当額を除外する。

② 事業費等

- i 事業費等の大半は課税仕入れであることをふまえ、経費の合計額に 100/110 を乗じて補助対象経費を算出することをもって消費税等相当額を除外する。
- ii 事業費等に課税仕入れの対象外となる経費が含まれる場合、補助事業者の仕入税額控除の対象外であることを確認した上で、消費税等相当額を除外しないことができる。

③ 一般管理費

- i 一定割合により算出する場合、①及び②で算出された消費税等相当額を除外した対象経費に一定割合を乗じることをもって消費税等相当額を除外したものとみなす。
- ii 積上げにより積算する場合、② i 同様に一般管理費の合計額に 100/110 を乗じて補助対象経費を算出することをもって消費税等相当額を除外する。

(2) 補助対象経費から消費税等相当額を除外しないことができる場合

次の場合については、消費税等相当額を除外することに伴い、自己負担額が増加する等の理由により補助事業の遂行に支障をきたす可能性が懸念されます。このため、交付決定時に次の各項目における確認事項を確認すること及び補助事業終了後には交付要綱に基づき消費税の確定申告に伴う報告書の提出等を求めることにより、消費税等相当額を含む額で交付決定又は額の確定をおこなうことができることとします。

① 消費税法第5条の規定により納税義務者とならない者

【確認事項】

納税義務者でないこと

② 消費税法第9条第1項の規定により消費税を納める義務が免除される者

課税期間（個人事業者：暦年、法人：事業年度）の基準期間（個人事業主：その年の前々年、法人：その事業年度の前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下であり、課税事業者を選択していないこと

ただし、基準期間が1年でない法人の場合、原則として1年相当に換算した金額により判定する。また、新設された法人については、その事業年度の開始の日における資本金の額または出資の額が1,000万円以上でないこと。

【確認事項】

課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であること

i 課税事業者を選択していないこと

ii 国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付要綱に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと

＊ ただし、課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者であっても、特定期間における課税売上高が1,000万円を超える場合には、その年またはその事業年度における納税義務は免除されません。

iii 特定期間（個人事業者：前年1月1日～6月30日、法人：原則として直前期の上半期）における課税売上高が1,000万円を超えないこと

- ③ 消費税法第 37 条第 1 項の規定により中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者その課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下であり、簡易課税制度を選択していること

【確認事項】

- i 課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下であること
- ii 消費税簡易課税制度選択届出書が提出されていること
- iii 消費税簡易課税制度選択不適用届出書が提出されていないこと
- iv 国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付要綱に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと

- ④ 消費税法第 60 条第 4 項の規定により国、地方公共団体等に対する仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者

【確認事項】

国の特別会計、地方公共団体の特別会計又は消費税法別表 3 に掲げる法人（特例民法法人 並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉 法人等を含む）に該当すること

- ⑤ 消費税法第 60 条第 6 項の規定により国、地方公共団体の一般会計に係る業務の仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者

【確認事項】

国、地方公共団体の一般会計に係る補助事業であること

- ⑥ ①から⑤以外の者であって、特段の理由により、消費税仕入控除税額の報告及返還を選択する者

【注意事項】

補助事業終了後、交付要綱に基づく消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと